

# 令和6年 第3回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和6年 第3回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 6年 3月29日 (金) 午後4時00分～午後4時40分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 ( 名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 報告第1号	美瑛町農業委員会事務局職員の任免について			
日程第5 報告第2号	公共用地取得について			
日程第6 議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第7 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)			
日程第8 議案第3号	農用地利用集積計画 (案) について (令和6年4月3日公告予定分)			
日程第9 議案第4号	農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 只今から、令和6年第3回美瑛町農業委員会総会を開会致します。
- 本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さん大変ご苦労さまです。今日の3月末の総会は、この後、2年間大変お世話になった餌取さんが異動するというところで送別会を予定しているところでございます。
- 3月の末に入り雪解けも今日の雨でかなり進んだのではないかなと感じているところではございますけども、昨年よりは、かなり雪解けが遅いのかと。もう種芋も倉庫からあげた方もおられるようです。この後4月に入って長期予報では暖かい日が続くということで仕事も順調に、また作物も順調に育っていくのではないかなと思っていますところです。
- 今日は、2年間大変お世話になった餌取さんが異動するというところで皆さんご承知のように餌取さんの後任がおりません。1名減ということで4月1日から新たにスタートするわけですけども餌取さんは会計課のほうに赴任するというところで役場に来るときは必ず餌取さんに会えると思っています。農業委員会にいたときと同じようにお付き合いのほどよろしくお願ひしたいと思ひます。2年間大変ありがとうございました。
- この後5時半から控えておりますので皆様の協力を得ましてスムーズに進行していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願ひいたします。
- 議長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、4番、平間委員、9番、有富委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。

1番、令和6年2月29日、令和6年第2回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。

2番、3月4日から5日と8日の3日間、地域計画の策定に向けた協議の場が開催され、会長外10委員が出席しております。

3番と4番は3月11日及び15日に美瑛町議会第2回定例会が開催され、会長が出席しております。

5番、3月19日、第11次地域農業振興計画第3回策定委員会が開催され、会長が出席しております。

6番、同じく3月19日、令和5年度美瑛町土地開発公社理事会が開催され、会長職務代理が出席しております。

7番、3月21日、令和5年度上川地方農業委員会連合会役員会が開催され、会長が出席しております。

8番から12番までは3月28日の開催になります。

8番、新農業人激励の集い並びに研修修了証書授与式が開催され、会長が出席しております。

9番、令和5年度美瑛町農業振興機構理事会が開催され、会長が出席しております。

10番、令和5年度美瑛町中山間事業推進協議会定期総会が開催され、会長が出席しております。

11番、令和5年度美瑛町中山間事業連絡協議会定期総会が開催され、会長が出席しております。

12番、令和5年度美瑛町広域環境保全協議会広域協定運営委員会通常総会が開催され、会長が出席しております。

以上です。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、報告第1号、美瑛町農業委員会事務局職員の任免について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第1号、美瑛町農業委員会事務局職員の任命について農業委員会等に関する法律第26条第3項に基づき、美瑛町農業委員会事務局職員の任命を次のとおり行う。  
人事発令日、令和6年4月1日、職氏名、主事、餌取歩巳  
発令事項は、美瑛町に出向を命ずる、以上です。

○議 長 発言はないと思いますので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 日程第5、報告第2号、公共用地取得について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 はい、報告第2号、公共用地の取得についてでございます。別紙資料の1のほうをご覧ください。公共用地の取得につきまして町長のほうから報告書がありましたので報告するものでございます。令和5年度につきましては、農地の取得はありませんでしたので今回の報告はございません。令和6年度の予定といたしましては一覧となっております。路線1路線になりまして朗根内上俵真布線の道路改良工事に伴う公共用地の取得ということで、合計25筆、面積計で5,266.11平米となっております。詳しい内容は資料のほうをご覧ください。  
以上で終わります。

○議 長 只今の報告第2号について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議 長 次に日程第6、議案第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。

○議 長 議案第1号、番号1番の件については、■番 ■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■委員の退席をお願いいたします。

【■委員退席】

○議 長 議案第1号、番号1番の件について審議致しますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、[ ]さん、借主、[ ]さん外5件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名[ ]、地番[ ]、面積8,577平米につきましては貸主、[ ]さんから、借主、[ ]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和6年2月21日付で合意解約です。

以上で説明を終わります。

○議長 長 これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。[ ]委員の入場を認めます。

【[ ]委員入場】

○議長 長 [ ]委員にお知らせいたします。本件は原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議長 長 続いて、議案第1号、番号2番から番号6番までの件について、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字名[ ]、地番[ ]、外3筆、面積計101,832平米につきましては、貸主、[ ]さんから、借主、[ ]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和6年2月22日付で合意解約です。こちらの土地につきましては、一部議案第3号にて売買の申請がされており、残りの土地につきましては次回以降の総会で現況証明の申請がされる予定です。

番号3番、土地の表示、字名[ ]、地番[ ]、外6筆、面積計46,697平米につきましては、貸主、[ ]さんから、借主、[ ]さんへの基盤強化法による賃

貸借でしたが、令和6年2月28日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第3号にて売買の申請がされております。

番号4番、土地の表示、字名■■■■■、地番■■■■■、外6筆、面積計28,125平米につきましては、貸主、■■■■■さんから、借主、■■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和6年2月28日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第3号にて売買の申請がされております。

番号5番、土地の表示、字名■■■■■、地番■■■■■、外11筆、面積計65,074平米につきましては、貸主、■■■■■さんから、借主、■■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和6年2月28日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第3号にて売買の申請がされております。

番号6番、土地の表示、字名■■■■■、地番■■■■■、外4筆、面積計35,289平米につきましては、貸主、■■■■■さんから、借主、■■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和6年2月28日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第3号にて売買の申請がされております。

今回提出された6案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 これより議案第1号、番号2番から番号6番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。  
議案第1号、番号2番から番号6番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について賃貸借の件を議題とします。  
議案第2号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法3条の規定による許可申請について、賃貸借の件になってございます。農地法3条の規定による農地の賃貸借権利設定の申請のありました、貸主、[ ]さんから借主、[ ]さん1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第2号でご審議頂くこの1案件につきましては、農地法3条の第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないことから要件を満たしております。

番号1番です。土地表示、字名[ ]、地番[ ]うち、外1筆、面積計4,617平米につきましては、貸主、[ ]さんから借主、[ ]さんへの賃貸借の権利設定の申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から[ ]に約7.3キロの箇所で、賃貸借の設定の理由といたしまして、貸主は借主の意向を受け貸付けしたい。借主は経営規模拡大のため、当該農地を借受けしたいとのこととございます。期間は許可日から10年間となっております。詳細につきましては議案5ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[ ]委員から補足説明をお願いします。

○[ ]委員 借主の[ ]さんはまだ認定農業者ではないということで3条の規定による許可申請となっております。さらに次のページの農用地利用の集積案の18番のところで[ ]さんが[ ]さんから賃貸ということで双方の賃貸ということになっております。これは住宅周辺の農用地の使い勝手が双方にとってよりよい状況にしたいということで双方の賃貸借をすることになっておりまして、それから近い将来、我々の地区で水田の区画整理が控えておりまして、そのときにまた有効利用ができる状況にしておくという前段で賃貸借をすると、ゆくゆくは換地委員会とかに掛かってより精査されていくものと思われま。ので何ら問題はないと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めま。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定するこ

とに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画、案について、令和6年4月3日公告予定分の件を議題とします。
- 議 長 議案第3号、番号1番の件については、■番、■委員が直接の利害関係にある案件と認められるので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により■委員の退席をお願いいたします。

【■委員退席】

- 議 長 議案第3号、番号1番の件について審議しますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号、農用地利用集積計画、案について、令和6年第3回令和6年4月3日公告予定分、■さん外25件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転14件、賃貸12件、について申し出がありましたので農業経営基盤強化促進法附則令和4年5月27日法律第56号第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。番号1番につきましては、賃貸契約の更新です。  
番号1番、■、■さんから、■、■さんへの賃貸借、田8筆、畑25筆、計368,892平米。1,475,568円で10aあたり田4千円、畑4千円です。期間は20年間です。以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第3号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】



- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。  
■委員の入場を認めます。
- 【■委員入場】
- 議 長 ■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。
- 議 長 議案第3号、番号2番及び番号3番の件については、■番  
■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農  
業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■委  
員の退席をお願いいたします。
- 【■委員退場】
- 議 長 議案第3号、番号2番及び番号3番の件については、一括し  
て審議しますので事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 番号2番及び番号3番につきましては、農業公社の事業を使  
うまでの賃貸借です。  
番号2番、■、■さんから、■、■  
■さんへの賃貸借、田1筆、9,362平米。47,300円で  
10aあたり5,100円です。期間は1年間です。  
番号3番、■、■さんから、■、■  
■さんへの賃貸借、田1筆、3,481平米。17,600円で  
10aあたり5,100円です。期間は1年間です。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 これより、議案第3号、番号2番及び番号3番の件について  
質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、  
採決いたします。  
議案第3号、番号2番及び番号3番の件について、原案どお  
り決定することに賛成の方は、挙手願います。
- 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。  
■委員の入場を認めます。

【          委員入場】

○議 長           委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 続いて、議案第3号、番号4番から番号26番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事 務 局 番号4番から番号17番につきましては、所有地処分に伴う売買です。

番号4番、          、          さんから、          、                    さんへの売買、田1筆、畑1筆、計1,144平米。114,400円で10aあたり田100千円、畑100千円です。

番号5番、          、          さんから、          、          さんへの売買、畑1筆、1,830平米。183,000円で10aあたり100千円です。

番号6番、          、          さんから、          、          さんへの売買、田2筆、10,301平米。2,060千円で10aあたり200千円です。

番号7番、          、          さんから、          、          さんへの売買、田7筆、37,300㎡。5,750千円で10aあたり154,200円です。

番号8番、          、          さんから、          、          さんへの売買、田9筆、畑3筆、計64,620平米。6,810千円で10aあたり田112,600円、畑69,500円です。

番号9番、          、          さんから、          、          さんへの売買、畑5筆、24,191平米。1,512千円で10aあたり62,500円です。

番号10番、          、          さんから、          、          さんへの売買、田6筆、39,739平米。4,334千円で10aあたり109,100円です。

番号11番、          、          さんから、          、          さんへの売買、田7筆、28,125平米。2,574,000円で10aあたり91,500円です。

番号12番、          、          さんから、          、          さんへの売買、田11筆、畑1筆、計63,843平米。6,893千円で10aあたり田108,100円、畑60千円です。

番号13番、          、          さんから、          、          さんへの売買、畑2筆、9,544平米。

763千円で10aあたり79,900円です。

番号14番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの売買、畑2筆、33,056平米。2,634千円で10aあたり79,700円です。

番号15番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの売買、畑8筆、49,600平米。4,000千円で10aあたり80,600円です。

番号16番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの売買、田18筆、畑11筆、計70,628平米。4,037千円で10aあたり田57,200円、畑57,200円です。

番号17番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの売買、畑4筆、112,551平米。3,700千円で10aあたり32,900円です。

番号18番から番号21番につきましては、所有地処分に伴う賃貸借です。

番号18番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの賃貸借、田1筆、4,682平米。23千円で10aあたり4,900円です。期間は10年間です。

番号19番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの賃貸借、田6筆、37,517平米。300千円で10aあたり8千円です。期間は1年間です。

番号20番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの賃貸借、田3筆、畑5筆、計63,029平米。378千円で10aあたり田6千円、畑6千円です。期間は10年間です。

番号21番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの賃貸借、田2筆、畑6筆、計60,214平米。180千円で10aあたり田3千円、畑3千円です。期間は5年間です。

番号22番から番号24番につきましては、賃貸借契約の更新です。

番号22番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの賃貸借、田1筆、5,000平米。50千円で10aあたり10千円です。期間は10年間です。

番号23番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの賃貸借、田3筆、9,221平米。50千円で10aあたり5,400円です。期間は10年間です。

番号24番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]さんへの賃貸借、畑2筆、28,278平米。130千円で10aあたり4,600円です。期間は5年間です。

番号25番から番号26番につきましては、農業公社の事業を使うまでの賃貸借です。

番号 25 番、[ ]、[ ]さんから、[ ]、[ ]さんへの賃貸借、田 4 筆、32,111 平米。141,284 円で 10 a あたり 4,400 円です。期間は 1 年間です。

番号 26 番、[ ]、[ ]さんから、[ ]、[ ]さんへの賃貸借、田 3 筆、13,584 平米。45,100 円で 10 a あたり 3,300 円です。期間は 1 年間です。

以上、設定を受ける者 26 件 16 名 10 法人、設定をする者 26 件 26 名、田 94 筆 488,681 平米、畑 76 筆 693,162 平米、計 170 筆 1,181,843 平米です。以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第 3 号、番号 4 番から番号 26 番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。  
議案第 3 号、番号 4 番から番号 26 番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第 9、議案第 4 号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画についての件を議題とします。議案第 7 号について、事務局から説明をお願いします。

- 事 務 局 議案第 4 号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価点検並びに活動計画についてでございます。農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づきまして、令和 5 年度の実施状況の公表及び令和 6 年度の目標その他達成に向けた活動計画について審議を求めるものでございます。

それでは、別紙の資料 2 のほうを見ていただきたいと思います。様式は前年度から変わっておりませんが、本年度から新しい委員さんもおられますので、改めて概要について説明させていただきます。まず最初に見ていただきますのが様式 5 になります。令和 5 年度の農業委員会の評価、公表のほうになります。1 ページ目になります。町の農業委員会の状況それから現在の体制について記載されております。それから 2 の農家農地等の概要は、2020 年の農業林業センサスの数字は農林課の情報に基づきまして、美瑛町農業の状況を記載させていた

だいております。次の2ページ3ページになります。2の最適化活動の実施の状況の1、最適化活動の成果目標といたしまして、(1)の農地の集積、それから(2)遊休農地の発生防止解消、それから(3)の新規参入の促進について記載されております。次の4ページ5ページをご覧ください。2の最適化の活動目標につきましては、美瑛町では各地区に改善組合が中心となって農地の流動化に努めていること、それから新規参入に関しましては、美瑛町農業振興機構が中心に活動していることから記載のとおりというふうな形にさせていただいております。6ページは、事務の実施状況になります。総会等の実績、3条に基づく許可の件数、同じく転用の件数等を記載させていただいております。次の7ページから別紙様式といたしまして1号に変わっております。令和6年度の計画については、前年度と同様の活動計画を記載させていただいております。農家の件数等の状況もそのまま変わらず掲載させていただいている状況でございます。この内容でご審議頂きまして決定していただければ、今後、町のホームページ等で公表するような形となります。事務局のほうから説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 これより、議案第4号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

**【なしの声】**

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、全て終了いたしました。  
以上をもちまして、令和6年、第3回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年3月29日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

平 間 初 美

美瑛町農業委員

有 富 友 昭